平成31年４月１日　国分寺市福祉部高齢福祉課

入所に係る手続きについて

※既存の要介護１・２の申込者の中で同様の判定をされた方については、この時点で特例入所申込理由書の提出を依頼し、市へ報告

入所について施設で最終判定

（※意見照会があった場合）

市は施設へ入所の必要性について回答

（別紙２　回答文書【案】）

施設での入所検討委員会にて

入所の必要があると判定された方について、市へ報告

（必要に応じ、意見照会）

要介護１・２

特例入所申込理由書

（別紙１）を添付

施設での入所検討委員会にて

入所の必要性を評価

要介護３・４・５

施設での入所検討委員会にて

入所の必要性を評価

**入所申し込み**

※施設へ直接おこなう。要介護１・２の方については、制度説明の上、特例入所申込理由書の提出を依頼

市からの回答も考慮し、入所について施設で最終判定

（市回答後変更があったときなど、必要に応じ再照会）

**入所決定**

**戸ｋ**

その他

☆市への意見照会は、必須ではありませんので、施設が必要と判断される場合にのみ行ってください。

☆特例入所の取扱いについては、施設所在地の保険者への確認もお願いいたします。